

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2016 新春号

2016年1月発行 第81号



ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれては気持ちもあらたに新春を迎えられたことと存じます。

事務所ニュースの新春号では、恒例により、所属弁護士・法務部長全員の写真入りの近況報告をすることになっています。

私は、右の写真のとおり、昨年12月5日、国営昭和記念公園で開催された一般社団法人金融財政事情研究会主催(当事務所も協賛させていただきました)の「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝2015」に、当事務所の出場チーム及び応援団員と一緒に撮影したスナップを掲載しました。駅伝の詳細は12頁以下に掲載されていますが、私も当日朝は、開会式に参加するため、出場選手を激励する意味をこめてホテルから会場まで5km速歩で歩きました。



本年1月から、藤井康弘弁護士、稲田行祐弁護士、山田晃久弁護士が当事務所のパートナー弁護士に就任することになりました。その抱負とご挨拶は6頁に掲載していますが、パートナーとして責任を果たしていただけるものと確信しています。何卒よろしく願いいたします。

任期付職員として金融庁監督局に勤務していた金澤浩志弁護士が、その任務を全うし、本年1月事務所に復帰しました。これからはその経験をいかし、皆様に的確な法的サービスを提供してくれるものと期待しています。何卒よろしく願いいたします。また、高橋瑛輝弁護士が、本年1月から同じく任期付公務員として金融庁に勤務することになりました。その職責を全うするよう期待しています。皆様にご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

本年1月から、新たに、坂内俊之弁護士、富川諒弁護士、山越勇樹弁護士を迎えました。各位も司法研修所を優秀な成績で修了した新進気鋭の弁護士です。その抱負とご挨拶は8頁以下に掲載していますので、何卒私どもと同様ご交誼を賜り、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣

古稀を記念して、夫婦で世界史の舞台に登場する「南イタリアとギリシャ」を旅してきました。特にギリシャは、現代でも経済問題のみならず難民問題においても主役です。改めて、「地勢」の如何は古今を問わず国の存亡を脅かすものだと感じました。「極東」の日本は「世界史」とどう関わっていくのでしょうか。



弁護士 森 真二

昨年は有価証券報告書の虚偽記載など、ガバナンスの必要性・重要性がより強く求められた一年でした。
長期的な企業価値の向上のためにはガバナンスは必要不可欠な仕組みです。
わたくしどもはガバナンスの一翼を担えるように努力を続けます。
写真は、京都南座の歳末恒例顔見世に行ったときの一コマです。



弁護士 村野 譲二

弁護士38年目に入ります。その間、憲法以外の主要な法律が大きく改正をされてきました。社会的要請、グローバルゼーション、確立した判例、解釈の成文化など理由は様々です。しかし、基本法たる憲法を、改正手続きを経ることなく確立していた解釈を変更してしまった出来事には驚きました。



弁護士 加藤 幸江

昨年はコーポレートガバナンス・コードが注目を浴びました。社外役員に求められるものは何か、企業の安定的成長に資するための視点をいかに持って、それをいかに活用するか、考えて過ごした年でした。今年もどうぞよろしくお願い致します。(写真は鎌倉の明月院—あじさい寺—です。)



弁護士 安保 智勇

弁護士登録をしてから丸30年となり、登録当時20代前半の紅顔の美青年でありました当職もアツという間に50代半ばの厚顔の醜中年に。このまま惰性で終わらないよう心機一転新しいことに取り組みたいと思います。



弁護士 中光 弘

高次元のリーガルサービスを提供し続けたいと考えております。高次元とは、要するに基本動作の完成度が極めて高いことを指すと考えておまして、年始に当たって今一度基本動作を確認し、今年一年邁進いたします。



弁護士 中務 正裕

写真は夏のイベント参加のため、浴衣をきたまま弁護士会館で執務しているところです(笑)
大阪弁護士会副会長の職もあと3ヶ月、難題山積の日々ですが、最後まで精一杯務める所存です。4月以降は通常業務に戻りますので、今年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 中務 尚子

ザクロの花言葉は「円熟した優美」だそうです。先日、ある会で92歳の長老の方に教わりました。
年齢を重ねてきているのに、まだまだジタバタすることが多いですが、丁寧に物事を見ることができればと思います。
今年も元気にハツラツとやっていきますので、変わらぬご厚情をよろしくお願い致します。写真は息子と自転車と。



弁護士 村上 創

私のリフレッシュ方法は映画観賞です。昨年は話題の映画が数多く公開されました。私の一等賞は、「顔のないヒトラーたち」。ヘッドラインは「消された罪、消せない記憶」、検察官が主人公です。「裏」の一等賞は「Mad Max fury road」(G・ミラー監督、万歳)。仕事に邁進するためにも、今年も良い映画に出逢えたらと願っています。



弁護士 小林 章博

写真は、昨年初めて雪の金閣寺に訪れた際のもの。朝早く駆けつけたのですが、何よりも驚いたのが外国人観光客の数!
やはり現場に足を運ばないと見えてこないことが沢山あります。
それぞれのご相談において最良のリーガルサービスを提供できるよう、現場を大切に、フットワーク軽く、今年も頑張ります!



弁護士 錦野 裕宗

法的観点から論理のルールを敷くことで、クライアントの皆様の経営判断を勇気づけることが出来る、そのような弁護士を目指しています。共に、「かがやき」ある年としましょう。「かがやき」と私 2月の金沢駅にて



弁護士 鈴木 秋夫

去年、自身4度目のフルマラソンを3時間15分02秒で走りました。毎月300キロ以上走り込み、体重が8キロ絞れたのですが、目標のサブ3(3時間切り)は達成できず、実力不足を痛感しました。今年こそは達成できるように頑張ります。



弁護士 藤井 康弘

昨年夏頃より、体力強化とダイエットを兼ねて、筋トレとストレッチをしております。はじめて3、4ヶ月経ち、少しずつ効果が出てきているような感じです。事件処理の面でも、強靱さと柔軟さの両面を意識しながら、事件に対処していきたいと思っておりますので、本年もよろしくお願いたします。



弁護士 國吉 雅男

「喜んでほしい人が見つかる人は強くなれる」フィギュアスケートの浅田真央選手の名言です。私にとって喜んでほしい人はクライアントの皆さまです。今年も宜しくお願いたします(写真はフィナンシャルランナーズ駅伝2015の模様)。



弁護士 瀧川 佳昌

弁護士は、日々向上していかなければならないのはもちろんですが、いかに安定したパフォーマンスを継続できるかも重要だと思います。本年も「向上」と「継続性」を目標にして頑張ろうと思います。よろしくお願いたします。



弁護士 金澤 浩志

事務所復帰に合わせて、引越しをしました。アメリカ、シンガポール、日本への引越し…とここ数年たくさんの移動を重ねてきました。引越しは一苦労ですが、その度に思い出のある場所が増えていくのは楽しいですね。心機一転、新年から頑張ります!



弁護士 堀越 友香

昨年4月に当事務所に入所し、クライアントの皆様にご指導いただき、お世話になりながら、何とか走り抜けた1年でした。今年は、一つでも多くお返しできるよう、誠心誠意努めて参ります。(写真は、同じ4月に下の息子が小学校に入学した時のものです。)



弁護士 平山 浩一郎

昨年いろいろな方との出会いがあり、またお世話になった1年でした。今年も、みなさまのお役に立つことができるよう、一つ一つの案件を誠実に取り組んで参ります。(写真は、沖縄の小浜島です。)



弁護士 古川 純平

昨年は、育児というものが、話で聞くよりも大変で楽しいものだというを実感した1年でした。パートナー就任と重なり、公私ともに充実した1年となりました。来年は子供の成長と共に、自身も成長できるよう更に精進したいと思います。



弁護士 松本 久美子

昨年は親類の不幸が続き辛い一年でしたが、今年は春には家族が増える予定で、明るい一年になりそうです。お仕事は少しお休みすることになりますが、パワーアップして復帰したいと思っておりますのでよろしくお願致します。



弁護士 稲田 行祐

先日同期の結婚式会場にて私の修習生時代の写真を見つけました。この頃はだいぶ尖っていたのですが、今は(見た目も考え方も)だいぶ丸くなってしまったなあ、と感じました。今年は尖って行こうと思います。



弁護士 山田 晃久

家族でキャンプを始めました。広場で遊んで、バーベキューして、夜空を眺めてテントで就寝。今年もいろいろな場所に出かけたいと思います。他方で、弁護士業務においては、今年は挑戦の年とし、新しいこと、未知のことにも取り組んでいこうと思います。

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 大平 修司

弁護士としてあつという間に5年が経過しました。多くの方々との出会いに感謝しつつ、これからも頑張ってお参りたいと思います。(写真は他事務所の同期と、ワイキキのレストランにて。)



弁護士 柿平 宏明

昨年夏にアメリカに飛び、学生をしています。学生時代に戻ったようで、ふわふわしているところもありますが、純粋な気持ちで物事を見て、学んでいます。半年経ってようやく生活にも慣れては来ましたが、今年も1年異国の地でたくさんものを吸収して、地に足をつけて来ようと思います。



弁護士 鍛冶 雄一

5年という区切りを経て、新たな年を迎えることができました。今年も、より適切なリーガルサービスの提供のため、決して現状に満足することなく、日々の反省を活かし、また、向上心をもって執務してまいります。



弁護士 赤崎 雄作

今年の中東ドバイで新年を迎えました。昨年の新年号でも同じことを述べているのですが、日本を外から見ると、より日本の発展に貢献したいという思いを強くしています。今年の年末には日本に帰国する予定ですが、帰国後もその思いを持ち続けて仕事をしたいと思っています。



弁護士 下西 祥平

弁護士として丸5年が経ちました。一つの区切りを終え、いよいよ6年目が始まります。「限界という線を自分で引かない限り、まだまだ限界ではない。まだやれる!」という思いで今年も頑張ります。



弁護士 角野 佑子

写真は「北のカナリアたち」の舞台ともなった利尻島にいったときのものです。吉永小百合の実寸大看板とも写真をとりました。夏に行っても大変涼しく、大自然を満喫できますのでとてもおすすめです。1年が過ぎるのは本当にあつという間で、皆様に案件を通して支えられながら、過ごしていることを実感し、感謝する日々です。



弁護士 高橋 瑛輝

昨年は9月に長女が誕生し、子ども中心の慌ただしさに包まれながらも、より一層働き甲斐も出て、とても充実した一年となりました。これからは、仕事と家庭のどちらも大事にできるマネジメント能力を磨いていきたいと思えます。



弁護士 浦山 周

昨年7月の入所時に「よちよち歩き」だった息子は、今では、しっかり歩き、ときに走るようになりました。私自身は弁護士として大きく成長できるよう、息子の成長曲線を目標として研鑽する所存ですので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 太田 浩之

ミャンマーは今乾季です。雨季のジメジメした気候から一変してカラッと涼しい空気の日々でとても快適な気候です。選挙が終わって様子を見ていた企業様も動き始め、忙しくなりそうワクワクしています。写真は、ミャンマーのガバリビーチで撮ったものです。



弁護士 岩城 方臣

昨年は、仕事を通じてクライアントの皆様や他士業の方とお話しをさせていただく中で、様々な「気づき」をいただきました。今年も、外部から刺激を受けながら、地道に基礎力を高め、弁護士として頼りにしていただけるよう研鑽を積んでいきたいと思えます。



弁護士 大澤 武史

これまで3年間にクライアントの皆様からいただいたご相談やご依頼の案件を通して日々成長させていただいていると実感しております。弁護士4年目となる今年もさまざまな皆様との出会い・気づきを大切にしつつ、自己研鑽に努め、皆様方にご満足いただけるリーガルサービスを提供して参りたいと思います。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Best wishes to all clients and friends of Chuo Sogo Law Office in this New Year of the Monkey. I hope that you will remember 2016 as a year of renewed business prosperity as well as a year of accomplishment of many of your personal goals. 謹賀新年!



弁護士 本行 克哉

昨年も、クライアントの皆様からのご依頼・ご相談を通じて、金融分野を中心に多くの研鑽を積ませていただきました。昨年は、改正会社法が施行され、順調にいけば本年には改正民法が成立する見込みです。近年ますます速いスピードで法制度が移り変わっていくように感じますが、私も負けずに研鑽に励みたいと考えておりますので、本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



弁護士 森本 滋
(オフカウゼル)

いよいよ古希を迎え、大学生活を終えて、弁護士兼業から弁護士専業となりますが、今後も、若い弁護士の方々と一緒に、会社法務の基本理論と実務上の問題を架橋する勉強を続け、若さを保ちたいと思っています。



弁護士 山本 一貴

弁護士3年目を迎えました。今年は、自分のキャパシティの拡大を心掛け、公私ともに成長できる年としたいと思います。そして同時に、クライアントの皆様から「ありがとう」という言葉を、少しでも多く頂けるサービスの提供ができるよう取り組んで参ります。本年も宜しくお願い致します。



弁護士 吉岡 伸一

昨年は仕事の関係で初めて台湾に出張することになりました。そのほか国内でも、金沢、東京、京都、姫路、広島へ。仕事が多忙な分、休日はのんびりと過ごしています。写真は、大学のキャンパス内を散歩したときのものです。今年もよろしくお願ひいたします。



弁護士 西中 宇紘

昨年は単独で法律相談や事件を担当する機会も増え、成長を実感できた1年でした。他方で、諸先輩方の活躍ぶりを見て弁護士としての自らの未熟さを痛感した1年でもありました。今年は3年目としてより事務所の戦力になれるよう、基礎力アップと主要取扱分野の研鑽に励みたいと思います。



法務部長 寺本 栄

今年は、自分のこととしては、健康に留意して、楽しく充実した日々を送るようにすること、事務所の仕事としては、自己研鑽と併せて、法務部員等若手の事務スタッフの育成にも頑張りたいと思っています。



弁護士 大口 敬

弁護士としてようやく1年の経験値を得ることができたという思いがある一方で、あっという間の1年でもありました。おそらく10年後も1年はあっという間なのでしょう。意識的に多様な経験を積むことで法律家としての幅を広げながら年次を重ねていきたいです。まずはこの1年。



法務部長 角口 猛

新年を迎え心機一転日々の業務に専念したいと考えております。本年も迅速かつきめ細やかな対応で、皆さまが抱える困難の解決に向けて誠心誠意取り組んで参ります。何事もお気軽にご相談いただければ幸いです。



弁護士 浜田 将裕

期待に胸をふくらませて入所し、はや一年。「総合」法律事務所の一員として多種多様な案件を経験しました。法を使ってお客様の権利利益を守り、それを通して社会の役に立つことを常に意識し、サービスの質を向上させるため日々精進して参ります。本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



法務部長 野草 弘嗣

今年も気を緩めることなく、皆様のニーズにお応えできますよう自己研鑽に努め、皆様にご満足いただけるよう、誠心誠意取り組んでいく所存ですので、本年も変わらぬお引立ての程よろしくお願ひします。

パートナー就任のご挨拶



弁護士

藤井 康弘
(ふじいやすひろ)

弁護士 藤井 康弘

本年1月1日より、パートナー弁護士に就任することとなりました。就任にあたっては、まずは、これまでときには厳しく、また優しく接して頂きましたクライアントの皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

また、当職は、これまで大阪事務所、東京事務所、京都事務所と勤務し、ニューヨークに留学し、現地の法律事務所であるSchiff Hardin LLP(ニューヨークオフィス)において研修をいたしました。弁護士が取り扱う事件も、場所、時代によって、特徴、移り変わりがございます。上記のような環境の変化の中で、様々な事件を経験することにより、弁護士として、また人間として成長させて頂いたと思います。その中で、ご指導頂きました先輩弁護士、また色々と助けて頂いた後輩弁護士、事務局の方々にもお礼を申し上げます。

これまでの経験を生かし、涉外分野、企業法務、独禁法などの専門的分野を持ちつつ、弁護士としてのゼネラリストという側面も忘れないように職責を全うし、クライアントの方々のお役に立てるようこれまで以上に尽力する所存でございます。

弊事務所は来年50周年を迎える歴史のある事務所であり、今後事務所経営の一翼を担うことは、当職がより事務所また社会に貢献することにつながるものであると思われ、非常に楽しみにしている一方、同時に、これまで以上の責任が生じるものでありますので、その責任の重大さを痛感しているところです。さらなる飛躍を目指し、この責任を果たせるように努力を続けて参ります。今後とも、ご指導ご鞭撻頂きますよう何卒よろしくお願いいたします。



弁護士

稲田 行祐
(いなだこうすけ)

弁護士 稲田 行祐

本年1月より当事務所のパートナーに就任することになりました。

これも全てクライアントの皆様、及び事務所内外の諸先輩方のおかげであり、この場を借りて心より御礼申し上げます。

平成19年9月に弁護士登録後、金融庁監督局保険課への出向、米国ロースクールへの留学、英国Lloyd'sの(再)保険会社やシンガポールの法律事務所での研修等、いろいろと寄り道をしておりますが、今後は、日々の弁護士業務で培ったものに加え、この寄り道中に得た知識・経験・人脈等を生かして、クライアントの皆様に一層充実したリーガルサービスを提供して参る所存です。

とは言え、まだまだ知らないことばかりの若輩者ですので、引き続きご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



弁護士

山田 晃久
(やまだあきひさ)

弁護士 山田 晃久

本年1月より、当事務所のパートナーに就任いたしました。

2007年12月に弁護士登録して以来、M&A・企業法務、事業再生・倒産、訴訟・争訟など企業活動の過程で生じる様々な法的問題の解決に取り組んで参りました。

弁護士業務に携わる一方、約3年間、2つの政府系機関において、対象企業の事業計画策定や組織再編等の業務にも従事してきました。対象企業のガバナンスやマネジメントの改革に企業内部から関与したことは、理論と実務を有機的に結び付ける上で、とても貴重な経験でした。また、官庁、民間企業、会計事務所、コンサルティングファーム等から出向してきた職員達と仕事をしたり、対象企業の役職員と直接対峙したりすることを通じ、年齢や職業の枠を超えた、一人のプロフェッショナルとして自覚を持つようにもなりました。

2013年10月に当事務所での業務を開始してからは、従来どおり様々な分野の業務に邁進していますが、金融法務、競争法、知的財産法、情報セキュリティといったご相談も数多く頂いております。クライアントの皆様方の期待に応えられるよう、これまで以上に努力を惜しまず研鑽を重ねるとともに、全力を尽くして事に当たる所存です。

このたびのパートナー就任は、クライアントの皆様方をはじめ、数々ご指導くださった諸先輩方、切磋琢磨し合った仲間達、仕事を支えてくれた後輩達、いつも温かく見守ってくれた家族みんなのおかげです。この場を借りて心より御礼申し上げます。

今後とも変わらずご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。



弁護士(日本国・ニューヨーク州)

金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了(57期)
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業

2012年8月～10月
Barack Ferrazano Kirschbaum
& Nagelberg LLP(シカゴ)勤務

2012年11月～2013年10月
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール)勤務

2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録

2014年1月～2015年12月
金融庁監督局総務課勤務

〈取扱業務〉
金融規制・ファイナンス、
クロスボーダー取引、
アジア進出法務、M&A・企業再編

金融庁監督局での勤務を終えて

弁護士 金澤 浩志

私は、2014年1月から2015年12月までの2年間、任期付職員として金融庁監督局総務課にて勤務させていただきましたが、本年1月より当事務所に復帰いたしました。金融庁在籍中は、下記の業務はじめ、多様な業務に従事させていただき、金融行政に関する専門的な知見を得ることができました。

- 金融機関のコンプライアンスに関する取組みの監督(反社会的勢力対応、マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策、個人情報保護対応、障害者差別解消に向けた取組み等)
- 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の関係業務に関する法令照会対応
- 地方自治体における信用保証協会の有する求償権放棄のための条例整備の促進
- 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの策定
- 金融庁法令等遵守調査室における公益通報対応等
- 各種法令照会対応(ノーアクション・レター、一般法令照会、グレーゾーン解消制度)

上記の業務に取り組む中で、行政当局の物の見方や考え方を知ることができました。行政当局では、案件を進めるに当たって、幅広い利害関係者への配慮が大変重要です。一つの案件を処理するに際して、関係省庁、業界団体、有識者といった外部との連携・調整に加えて、金融庁内で関係する局課室との調整が必要となります。当然、その前提として、自分が行おうとしている事柄が、関係各所にどのような影響を及ぼすのかについてよく検討する必要があります。金融庁では、このように、大きな視点から物事を考えるということを学ばせていただきました。

また、何よりも、沢山の金融庁職員の方々や関係省庁等の方々を知り合うことができたことは、私のかげがえのない財産となりました。違う立場になっても、引き続き、変わらぬお付き合いをさせていただければと考えております。

海外留学から引き続いての行政当局での勤務ということで、通算すると約4年半もの長期にわたって事務所を離れていたこととなります。クライアントの皆様や事務所の皆様には様々な局面で多大なご迷惑をお掛けしてきましたが、今後は、その分を取り戻すべく業務に邁進して参りますので、引き続きご厚誼賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

ご挨拶



弁護士

高橋 瑛輝
(たかはし・えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

金融庁での勤務に際してのご挨拶

弁護士 高橋 瑛輝

このたび、金融庁監督局総務課に課長補佐として勤務させて頂くこととなりました。これは、弁護士資格を有する任期付職員となるものであり、任期は本年1月より2年間の予定です。

弁護士として5年目を迎える今、向こう2年間に亘って本業を中断することに悩みもありましたが、今後も当事務所において金融法務を取り扱うことを思えば、金融庁での勤務は、弁護士として過ごす2年間で補って余りある経験を積む好機であるとの思いを強くし、職員募集への応募を決意致しました。そして、念願がなって採用に至った以上は、あくまで金融庁職員としてその業務に専念従事し、微力ながらも金融分野における公益実現の一翼を担えるよう邁進する所存ですが、その期間中、弁護士とは異なる行政庁としての考え方、ものの見方に接することにより、弁護士としての幅や奥行きを拡げていきたいと考えております。

もとより、金融庁勤務が実現致しましたのも、これまで、クライアントの皆様から様々な案件のご依頼を頂くことにより、金融法務をはじめとする多様な業務の経験を重ねることができたからであります。クライアントの皆様には、これまでのご厚誼に改めて感謝申し上げますとともに、2年間を通じて得られた知見・経験を活かし、あらゆる局面においてお役に立てるよう精進して参りますので、将来に亘り、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

入所のご挨拶



弁護士
坂内 俊之
(ばんないとしゆき)

<出身大学>
慶應義塾大学商学部
早稲田大学大学院法務研究科

<経歴>
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了(68期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)

この度、中央総合法律事務所の一員として、東京事務所にて執務をさせていただくことになりました坂内俊之と申します。

私は、大学卒業後、旧国家公務員第1種試験を経て、法務省民事局等において約8年勤務しておりました。

在職中は、国籍法、不動産登記、登記システム運営等の業務を経験し、また行政訴訟業務においては、行政訴訟における基礎的な訴訟手続・期日対応についても学修・研鑽に努めて参りました。

その後、より法律の学修を深めるべく、早稲田大学大学院法務研究科に入学しました。同院においては、実体経済についても高度な研究と理解が必要とされる会社法や金商法、企業統治といった分野の科目に強い魅力を感じ、これらの経緯から、私は、会社法・金融法を駆使し、個々のクライアント様のニーズに応じていく仕事がしたいと考え、弁護士を志望致しました。

これまでの行政官としての経験をいかし、皆様にとって最良となるリーガルサービスを実現すべく、誠実に、そして熱意をもって業務に取り組んで参る所存です。

皆様のご期待に添えるよう日々研鑽を重ねて参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



弁護士
富川 諒
(とみかわりょう)

<出身大学>
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

この度、司法修習を終え、当事務所の一員として執務をさせていただくことになりました富川諒と申します。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官の様々な活動を見させて頂きました。そこで一番強く感じたのは、経験を積むことの重要性です。経験に裏付けられた言葉には強い説得力があり、法律以外の分野の知識も数多く有しておられました。豊富な経験に基づいて依頼者を安心させるというのは、私の弁護士としての理想像の一つであると確信いたしました。また、このような豊富な経験は、私自身が意識して積極的に関わりを持ってこそ、自己の力になるものであるとも感じました。

そして、現在、社会情勢が揺れ動き、それに伴い法制度も転換する時代に突入しております。このような中、豊富な経験を得るためには、社会情勢及び法制度を正確に理解し、分野を選ばず多様な案件、人と触れ合う必要があります。そのために私自身日々研鑽を積み重ねなければならぬと肝に銘じております。

皆様のご期待にお応えできるよう精進して参りますので、何卒皆様方のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ申し上げます。



弁護士
山越 勇輝
(やまごしゆうき)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<経歴>
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

初めまして。この度、当事務所の一員として勤務することになりました、山越勇輝と申します。

司法修習では、弁護士・裁判官・検察官の下で実務を学んで参りました。三者三様でありましたが、その全てに共通するのが、信念と熱意を持って仕事に取り組んでいる姿でした。私が弁護士を目指した理由は、人が最後に頼る職業が弁護士であり、一人でも多くの人を救いたいとの思いがあったからです。司法修習で出会った諸先輩方の、仕事に対する信念・熱意は、「初心忘るべからず」と私に伝えて下さっているように感じました。その思いを胸に、中央総合法律事務所の、経験豊富かつ熱意に満ち溢れた先生方の下で弁護士としての第一歩を踏み出せることに非常に大きな喜びを感じております。

新人弁護士として、一つ一つの事件に対して、誠実に、一生懸命に取り組み、その上で、決して自己満足に陥らないよう、依頼者の方の真の利益を実現できる事件解決を目指したいと思っています。また、グローバル化が進んだ現代社会の変化に敏感に反応し、弁護士に求められる社会のニーズに的確に応えていくことで、社会全体に対して貢献する弁護士でありたいとも思っております。

未熟者ではございますが、日々熱意と向上心を持って仕事に取り組み、自己研鑽を重ねていく所存です。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願ひ致します。



弁護士

柿平 宏明

(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

留学報告

留学報告「何事も全力で」

弁護士 柿平 宏明

1 NYでの生活について

少し前の話になりますが、ハロウィーンが10月末にありました。私が参加したイベントは学校のハロウィーンクルーズでしたが、手の込んだコスプレをした学生達と一緒にハドソン川の上で飲んで踊ってパーティー(死語でしょうか)しておりました。私はベタベタと言われながら忍者のコスプレをしましたが、アメリカ人受けは非常に良かったです。日本でも大勢のコスプレをした人達が渋谷を闊歩していて色々物議を醸したそうですが、こちらでは公式イベントとしてマンハッタンでパレードが行われるものの、そうした公式行事以外で大勢の人がコスプレをして夜中まで道を埋め尽くすということはありません。本来ハロウィーンは「家族で楽しむもの」であり、私のアパートでも子供達が嬉しそうに仮装をして「Trick or Treat?」と言いながら近寄ってきて、お菓子をあげるととても喜んで走り去っていきました。本当にかわいらしいもので、ハロウィーンの主役はこの子達だったのだなと思いました。



2 大学での授業について

秋学期の授業が終わりました。授業は終始山ほど予習をしないとイケないので大変でしたし、山場となる11月にはレポート提出と同時に後述のMPREというテストがあって大変なことになっていましたが、半分終わればさすがに大分環境にも慣れてきて、色々と授業に対する見方に変化もありました。

最初はその量と英語の壁に圧倒されていて、予習の際に分からなかったことを質問するのに精いっぱいでしたが、後半は良くあれこれ議論をするようになりました。日本ではどうしても答えに目が行きがちであり、結論とそれに至る一直線のプロセスの理解を重視していたかと個人的には思いますが、こちらではどちらかというと逆で、まず考え方、色んなプロセスを大事にしているように思いました。そして、学生達も自分の考えが結論として正しいかどうかという点をさして重視しておらず、なんでも思ったことをすぐに言いますし、教授もそれに正面から付き合

います。そのせいで授業がうまく進まずに迷走することも多く、勢いあまって教授ですら判例や法律の規定と違った結論にたどりついてしまうことさえしばしばです。そういう場面は、せっかちな私からすると無駄な時間に思えていらしたりするものなのですが、議論それ自体は実務家にとって非常に有意義ですし、そういうものなのだと思います。とはいえ、その場で瞬時に考えて話さないといけない議論となると、どうしても細かいニュアンス等を英語ではうまく伝えきれないことが多く、もどかしさを感じることもとても多くあります。特に物事を正確に表現し、伝えることが大切な弁護士にとっては、こうした自分自身の表現力不足はとてもフラストレーションがたまりまますし、ものすごく悔しく思います。

年明けからの新しい学期にはJDというアメリカ人の大学生にまじってより実務的な科目のゼミに参加出来ることになりましたので、そこでたくさん議論をしてディスカッション能力を上げたいと思います。

3 MPREについて

11月初めにMPRE (Multistate Professional Responsibility Examination、全州統一法曹倫理試験という訳になろうかと思います)という法曹倫理に関する試験を受けてきました。利益相反や守秘義務等の日本でも良く話題に上る法曹倫理の問題について具体的なケースに基づいて解くことになります。結果は無事合格しておりましたが、英語だけで受けた最初のテストでしたから、受験時は出来たのかどうかさえ良く分からないというのが実際のところだったので、一安心したというのが正直な感想です。

アメリカの法曹倫理の規定は、もちろん根本的な考えは全く同じですが、日本よりも詳細な規定となっており、なかなか参考になりました。

現時点でのニューヨークでは、今後弁護士登録をするためには、司法試験に合格することだけでなく、この倫理試験に合格して、かつプロボノ活動(学生でも出来るボランティア活動から日本でもおなじみの無料の法律相談や刑事弁護等です。)を一定時間以上しないといけないようです。

4 終わりに

来学期からもより充実したアメリカ学生ライフを送ることが出来ればと思います。

最後に、今年の秋は大好きなサンマを食べることが出来ずに非常に残念でならなかった私は、この文章を書きながら大きなサーモンを頬張りました。



弁護士

赤崎 雄作
(あかさきゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

1 近況報告

ドバイに来て約3か月が経ちました。暑さはだいぶ和らぎ、夜には長袖を羽織らないと寒いぐらいの気候となりました。

ドバイでは基本的に街中でアルコールを売っておらず(ホテルのレストランなどでは飲めます。)、こちらに来てアルコールを口にする機会がめっきり減りました。その影響か、アメリカにいるときに比べて体重が5キロ近く減りました。そしてたまにしか口にしないため、アルコールの美味さが格別です。いいこと尽くしなので、しばらくこのような生活を続けたいと思います。

2 UAEにおける商事代理法のご紹介

UAEにおける特徴的な法律に商事代理法(1981年連邦法No.18)があります。

【事例】¹

ドバイのフリーゾーンに子会社を設立して、長年ドバイ内部(フリーゾーン以外の地域を指す)に製品を販売してきたA社。フリーゾーンに設立された法人は直接ドバイ内部での販売業務を行うことは認められておらず、現地人もしくは現地資本100%の代理店との間で代理店契約を締結する必要があります。A社も、ドバイに進出した際に、現地資本100%の代理店Xとの間で代理店契約を締結し、相手方と言われるがまま経済省に登録していた。ところが、Xの働きが芳しくないことから、A社は代理店の変更を検討していた。

現地担当のBは、代理店契約の条項を検討したところ、3か月前の通知により解約できる旨の条項があったため、3か月後に契約を解約する旨、Xに通知した。しかしながら、Xからの返答内容は以下のようなものだった。

「契約にどのような規定があろうと、解約は認めない。こちらの満足する清算金を支払うのであれば解約を検討してもよい。」

Bは、急いで現地の顧問弁護士に代理店契約書を送付し、Xの回答内容についての問い合わせをした。その回答は以下のようなものであった。

「たしかに契約書には3か月前の通知で解約できる旨の規定がありますが、現行のUAE法上、正当な理由がない限り解約できません。『正当な理由』についても契約書上極めて抽象的な文言でしか規定されておりません。『正当な理由』の有無について検討する必要がありますが、一般的に言って、解約は難しいと思われます。さらによくはないことに、Xとの代理店契約が存在する限り、御社が直接ドバイ内部に販売することだけでなく、他の代理店と代理店契約を締結することもできません。御社の利益を考えますと、Xに一定の清算金を支払って早期に解決するのが得策ではないでしょうか。」

A社は、結局、多額の清算金を支払ってXとの代理店契約を解消せざるを得なかった。

これは架空のA社の例ですが、実際にこのようなケースはUAEにおいてよく見られます。上記商事代理法においては、第8条で「期間の定めの有無に関わらず、契約の終了について正当な理由がない限り、代理店契約を終了することはできない。」と規定されており、契約でこれと異なる定めが規定されている場合にも、法律の文言が優先します。A社のようなリスクを防ぐためには、代理店契約の契約文言の検討や、代理店契約を経済省に登録させないなどの対策を取っておくことが重要です。なお、この法律は、代理店契約に限らず、販売店契約やフランチャイズ契約にも適用があるので、注意が必要です。

日本法においても、継続的契約について、信義則上一方的な終了が制限される場合がありますが、UAEの商事代理法においてはこのように更に厳格なルールが明文で規定されています。

新たな取引を開始するときこそ、取引の解消方法に留意することが大切になります。中東地域においては、UAEに限らず自国民を保護するために同様の法律が制定されていることがあります。思わぬ落とし穴にはまらないよう、事前にリスクを十分に検討しておく必要があります。

今後、2016年11月までのドバイの法律事務所に勤務する予定です。ドバイを含めた中東、アフリカのビジネス、法律で何かご不明点等ございましたら、是非お気軽にお問い合わせください。また、もしドバイにご出張もしくはご旅行でいらっしゃる際には、お目にかかることができれば幸甚でございます。

少し先の話ですが、3月にイランへ行き、現地法律事務所等を訪問する予定です。皆様のご関心のある点について情報を収集してまいりたいと思いますので、事前にご関心のある点についてご連絡いただけますと幸いです。

1 本事例は法律をご紹介するための架空の事例で、具体的な法律助言ではないことにご留意ください。実際の案件につきましては、個別にご相談いただけますようお願いいたします。



留学報告「ミャンマーの歴史的な総選挙」

弁護士 太田 浩之



弁護士

太田 浩之
(おおた・ひろゆき)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

昨年11月30日からミャンマーでの勤務を開始しております。ご存知のとおり、2015年11月8日にミャンマーで総選挙が行われました。この総選挙は、国際社会の仲間入りを果たそうとするミャンマーの将来を占い選挙として国際的な注目を集めていました。危ないのではないかと心配してくださる方もいらっしゃると思いますが、このような歴史的な変革が起きている場所に身をかけることは大変幸運だと思っています。

この選挙がどのような選挙だったのかを復習しますと、ミャンマーの立法府である連邦議会は、民族代表院と人民代表院によって構成される二院制になっています。また、憲法には、連邦議会に加え、14の地域・州のそれぞれに立法機関が設置されると定められており、全人口の0.1%以上を占める民族については、地域・州議会に民族代表を選出できるとされています。去る総選挙では、憲法において軍人議席として定められている議席を除く、連邦議会の両院及び14の地域・州議会の議席が争われます。具体的には、(1) 連邦議会の人民代表院440議席のうち4分の1に当たる110の軍人議席を除く330議席、(2) 連邦議会の民族代表院224議席のうち4分の1に当たる56の軍人議席を除く168議席、(3) 14の地域・州議会の総議席のうち3分の1に当たる軍人議席を除く673議席(民族代表する29議席を含む)が争われました。



3200万人の有権者が4万6000の投票所で93の政党から立候補している総数6189名の候補者にそれぞれ投票し、結果としては、アウンサンスーチー氏が率いるNational League of Democracy (以下「NLD」という)が、現在の与党であるUnion Solidarity and Development Party (以下、「USDP」という)に大勝しました。11月15日現在の投票結果は以下のとおりです。

	Pyithu Hluttaw (lower house)	Amyotha Hluttaw (upper house)	Combined seats held
NLD	255	135	390
USDP	29	12	41
Others	44	20	64

これほどの大差でNLDが勝利するということは予想外でしたが、選挙前にミャンマー国民にどこに

投票しようと考えているかを聞くと、ほぼ例外なくNLDと回答していたので、特に大きな驚きはありませんでした。むしろ、注目すべきは、今後予定される大統領の選出です。ミャンマーの大統領は、連邦議会の議員が選出された後、2段階の手続きを経て選出されます。まずは連邦議会の人民代表院、民族代表院および軍人議席議員の三つのグループがそれぞれ副大統領を選出します。そして、この副大統領3名の中から連邦議会議員の総員が副大統領を投票によって選出します。この手続きを経て副大統領は3月に選出され、4月には内閣が組閣されるのではないかと考えられています。



総選挙で大勝したアウンサンスーチーさんではありませんが、アウンサンスーチーさんは大統領及び副大統領のいずれにもなることはできません。これは、大統領及び副大統領の資格を定めている憲法第59(f)条が家族に外国人がいる場合には大統領及び副大統領になる資格を有しないと定めるところ、アウンサンスーチーさんは英国国籍の配偶者(故人)と2人の息子を持つためです。このため、アウンサンスーチーさんは、自身が副大統領より上の存在になると発言しており、実質的に国家運営を行う意向を示しています。法の支配の重要性を訴えているアウンサンスーチーさんから、憲法を無視するような発言があったことには驚きました。

大統領の選出に加えて注目すべきは、今後の政権運営がどのように行われるかということです。現行憲法上、国防省、国境省及び内務省は軍の管轄下にあり、NLDによる円滑な政権運営のためには、軍との協力関係の構築が不可欠になります。その他、NLDが大勝したことで今後ミャンマーがさらなる急速な民主化に向かうのか、また政権運営の経験が乏しい政党への政権交代による運営の停滞が起きないかということに着目する必要があります。

最後に、この総選挙での一番の収穫は、公平かつ自由な選挙をミャンマーが実現できたということです。もちろん、選挙者名簿に不備があったり、混乱も若干はありましたが、全体としては国際社会に評価されているのではないかと思います。このことによって、日本企業を含む外国企業のミャンマーへの投資がさらに加速することが期待されています。



弁護士

浦山 周
(うらやま・ひろし)

<出身大学>
東京大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
2009年1月
大阪弁護士会登録
2012年8月
金融庁監督局証券課課長補佐
2014年10月
証券取引等監視委員会事務局
証券検査官併任
2015年7月
弁護士法人中央総合法律事務所入所

<取扱業務>
一般企業法務、金融法務、
保険法務、会社法/金融商品
取引法、人事/労務、
事業再生/倒産、家事/相続、
刑事事件

フィナンシャルランナーズ駅伝

弁護士 浦山 周

2015年12月5日、箱根駅伝予選会も開催される「駅伝の聖地」国営昭和記念公園にて、フィナンシャルランナーズ駅伝2015が開催されました。この大会は、金融財務事情研究会が主催するもので、金融業界の皆様に対し、FP(フィナンシャルプランナー)になるための情報提供のみならず、FR(フィナンシャルランナー)として日ごろの運動の成果を発揮してもらいたい、という主催者の熱い思いが詰まった大会です。

簡単にルールを説明すると、4人1チームで1区5キロを4区間、合計20キロを走破する大会で、男性チーム・女性チーム・男女混成チームの3つの部門があり、文武両道の体現者ともいべき各部門上位5チームが表彰されます。参加資格は、チーム内に金融機関の役職員、金融業務に従事している方、弁護士などが1名以上いることです。

当事務所は、2014年の第1回大会に引き続き、2015年の第2回大会も協賛するとともに、1チームがエントリーしました。第2回大会は、東京事務所事務局の関さんがランナーに立候補してくれたことから、男女混成チームでのエントリーとなりました。第1回大会の男女混成部門5位の記録は1時間31分台ですので、1区5キロを平均25分弱で走破し、第1回大会の記録(1時間36分18秒)を5分ほど更新すれば、みごと男女混成チーム部門で入賞を果たすことができるという計算になります。



さて、第2回大会当日は、晴天に恵まれ、12月とは思えないような温かい日差しの中、全168チーム(男性チーム部門:83チーム、女性チーム部門:7チーム、男女混合部門:77チーム)のフィナンシャルランナーが昭和記念公園に集結しました。どのランナーもかなり速そうですし、応援にも力が入っていました。当事務所からも、東京事務所一同、大きなぼり旗と横断幕を持参して、応援に駆けつけてくれました。



開会式が終わると、すぐにスタートです。私は、第1区を任されました。スタートラインに並び、自然と緊張感が高まる中、ついにスタート。第1区ということもあり、皆が早いペースで走ります。グラウンドを過ぎてアスファルトのコースに出たところ、目の前のランナーが早くもスロウダウン。集団の中で身動きが取れず、私もペースダウンを余儀なくされます。1キロ過ぎに集団がばらけ、前のランナーを追い抜きました。しかし、なかなか2キロの看板が見えてきません。看板を置き忘れたのでは?などと思い始めたころ、ようやく2キロの看板が見えてきました。この看板を過ぎるころ、明らかな練習不足(大会1週間前の初練習で全く走れないことを自覚し、前々日にやっと5キロを完走したばかり…)と、度々のペース変更が原因で、完全に息が上がっていました。しばらくすると、早くも折り返して戻ってきた上位のランナーとすれ違い始めました。これくらい走れたら楽しい

だろうな…完走できるかな…一抹の不安が頭をよぎりましたが、何とかタスキをつなごうと自分を奮い立たせ、前に前に足を進めました。ようやく残り1キロ。ここからペースアップして、途中で追い抜かれたランナーを何人か抜き返しました。グラウンドが見えたところで、最後の力を振り絞ってラストスパート。鈴木弁護士が呼んでくれています。何とかタスキをつなぎ、その場にへたり込んでしまいました。



しばらくして立ち上がり、記録は27分14秒だけど無事に完走できてよかったなどと考えていたら、もう鈴木弁護士が戻ってきました。12日前にフルマラソンを走り、疲れが残っているはずの中、2014年の記録を2分近く更新する20分36秒で完走、70人ごぼう抜きだそうです。鈴木弁護士からタスキを受けた関さんも、快調に走り、ロック・オンしたランナーを次々に抜き去って、27分26秒で完走。アンカーの國吉弁護士も2014年の記録を1分30秒以上更新する23分25秒という好記録で完走。仕事と同様に駆伝でも持てる力の全てをきっちり使い切って完走したようで、公務員ランナーの川内優輝選手のようにゴール直後に倒れ込んでいました(しばらくして元気に立ち上がりましたのでご安心を)。

チーム成績は合計1時間38分41秒でした。因みに、第1回大会であれば、63チーム中19位、5位入賞まであと7分です。

全てのチームが無事に完走し、閉会式において、各部門上位5チームが表彰されました。表彰式では、当事務所の中務副治郎会長もプレゼンターとして登壇し、文武両道のフィナンシャルランナーに、表彰状、トロフィー、そして豪華商品を授与しました(なお、上位チームに加えて、金融財政事情研究会の創立65周年を記念して、65位のチームにも豪華賞品が贈呈されました)。



大会後の慰労会(個人的には反省会?)では、チーム全員が怪我なく無事に完走したことを事務所の皆様に祝福して頂くとともに、早くも2016年の第3回大会のチーム編成等に向けて動き出しました。事務所としては2チームを送り込むことが目標として設定され、私に関しては、今後1年間にわたり定期的に5キロ程度走ること、2016年の第3回大会では25分以内で完走することを目標として設定しました。これらの目標が達成できたかは、来年の事務所ニュースでご報告させていただきますので、ご期待ください!



(参考)第2回大会の記録

区	氏名	記録	順位(男女混成部門)
1	浦山	27:14	65位
2	鈴木	20:36	5位
3	関	27:26	51位
4	國吉	23:25	37位
		1:38:41	36位



弁護士

藤井 康弘

(ふじいやすひろ)

〈出身大学〉
同志社大学法学部

〈経歴〉
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2008年8月～2009年5月
米国フォーダム大学
ロースクール留学
2009年10月～
米国Schiff Hardin
LLP法律事務所勤務
2010年2月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
企業法務、渉外法務、
民事法務、商事法務、
家事相続法務等

英文契約書勉強会

弁護士 藤井 康弘

1 英文契約書勉強会のご案内

弊事務所では、当職が講師となり、全6回を1クールとした英文契約書勉強会を随時開催しており、平成28年1月から、第5期の英文契約書勉強会を開催する予定です。これから英文契約書に関する業務に携わる方など、英文契約書について基本的なことから学びたいという方を主な対象としております。

英文契約書は、日本企業同士の日本語の契約書に比べ、詳細な条項が設けられており、分量の多い契約書であること、英文契約書特有のある程度決まった様式があること、契約書独特の言い回しなど、初心者には、取っつきにくい部分もあるかと思えます。勉強会では、英文契約書のサンプルを用いて、レジュメも参照しながら、契約書の構成、内容を分かりやすく説明しております。

また、勉強会は、最大5名程度の少人数で開催しており、初心者でも、気軽に質問等ができる雰囲気であることを心がけております。5名程度という少人数のゼミのような形式の中で、適宜ディスカッションも行っており、色々な会社からご参加いただいておりますので、参加企業での契約内容に関する実務的な取扱いについての情報交換が行われることもあり、当職らにとっても、参加者の方々にとっても、有意義な情報交換が行われることもあります。

2 勉強会の概要

(1) 勉強会においては、各回、検討する契約書を事前に配布し、あわせて【Reading】、【Writing】、【Thinking】として、いくつかの予習事項をご連絡し、可能な範囲でご準備いただき、それを前提に進めさせていただいております。

英文契約書では、各契約の実質的な内容を定めた実質条項と、契約の種類に関係なく、共通して一般的に記載される一般条項がありますが、各回においては、契約書の主要な実質条項と一般条項を、順番に説明しております。

実質条項については、契約書の根幹をなすものですので、契約書の検討及びその交渉をする上においても、正確に理解することが極めて重要な意味を持ちます。勉強会においては、契約書毎に、特に重要な実質条項を取り上げて、解説を行っております。

また、一般条項は、どの契約書にも規定されることから、深く検討しないことも多い条項

もありますが、よく見ると、検討・交渉の余地がある条項が見受けられます。そのような条項を取り上げて、解説しております。

(2) 第4期の全6回のテーマ及びその内容は、概ね以下の通りですが、参加企業のご意向にあわせて適宜修正することも考えております。

第1回:イントロ、秘密保持契約

- (1) 英文契約書特有の表現
- (2) 英文契約書の基礎知識
契約の成立要件、英文契約書の構成等
- (3) 秘密保持契約の各条項の説明

第2回:売買契約1

- (1) 基本契約と個別契約の関係
- (2) 発注と受注、貿易条件、所有権・危険の移転にかかる条項
- (3) 準拠法条項、完全合意条項

第3回:売買契約2

- (1) 保証条項、補償条項
- (2) 紛争解決方法、分離条項

第4回:ライセンス契約1

- (1) ライセンス契約の意義
- (2) ライセンスの許諾条項
- (3) ロイヤルティの設定条項
- (4) 不可抗力条項

第5回:ライセンス契約2

- (1) 改良技術に関する条項
- (2) 知的財産権の非侵害に関する条項
- (3) 優先言語条項

第6期:契約終了

- (1) 契約期間
- (2) 解除条項

3 最後に

上記のような内容・形式で、英文契約書を継続して行っておりますので、英文契約書について、一から勉強したい、また、英文契約書を扱うことはあるけれど、細かい理解が正しいか確認をしたいといった方は、是非、一度、受講をご検討いただければ幸いです。

また、現在、当該英文契約書勉強会は京都事務所で開催しておりますが、今後、大阪事務所での開催や、また、個別の会社向けの勉強会等、皆様のご要望にお応えできるようにしていく所存ですので、お気軽にお問い合わせいただければと思います。

Globalaw加盟法律事務所のご紹介 ー特別編ー

第17回 Globalaw年次総会参加報告(米国シャーロット)

弁護士 安保 智 勇
弁護士 菅 原 啓 嗣

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界175都市、115の法律事務所、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しております。2015年10月にアメリカ合衆国ノースカロライナ州シャーロットにてGlobalawの年次総会が開催されましたので、本事務所ニュースにてその内容をご報告いたします。

1 年次総会の開催

Globalawの年次総会は、2012年はキプロス(リマソール)、そして2013年はオーストラリア(パース)、2014年はブラジル(リオデジャネイロ)で行われましたが、2015年はアメリカ合衆国ノースカロライナ州に拠点を持つ法律事務所、Moore & Van Allen PLLCの主催により、同州シャーロットにて開催されました。シャーロットは、人口は73万人(全米17位)と決して大都市というわけではありませんが、もともとバンク・オブ・アメリカとウェルズ・ファーゴ(現・ワコビア)の本社がある街として、金融業が盛んであり、とりわけ2008年のリーマンショック以後、金融機関同士の吸収合併により各社の規模がさらに大きくなったため、現在ではニューヨークに次ぐ全米2位の金融センターとなっております。シャーロットの中心部では、金融機関関連の高層ビルが立ち並び、各ビルが複数の上空連絡路で繋がっており、大都市の雰囲気を感じることができます。

この地に世界各地より100名程のメンバーの参加を得て今



会場となったリッツ・カールトン・ホテル。奥に見えるのはバンク・オブ・アメリカ本社ビル

年も様々なイベント及び活動が多数行われました。太平洋をはさんだ当事務所からも、安保智勇弁護士と菅原啓嗣弁護士が参加いたしました。なお、会場となったリッツ・カールトン・ホテルの建物は、バンク・オブ・アメリカの所有物件であり、筆者(菅原)は、米国留学中のBanking Lawの授業で、銀行の権限の範囲というテーマでこのホテルが取り上げられたことを思い出しました。

2 総会概要

2015年は、総会のテーマを「Collaboration: Maximizing Your Investment In Globalaw」と題し、4日間にわたり、メンバー間で本ネットワークや法律事務所の在り方に関する様々な議論やこれまでの取り組みに関する報告がありました。また、各ミーティング及びセッションにおいては、アメリカにおける最先端の法律実務についての紹介や、弁護士のあり方に関する議論が展開されました。

初日のウェルカムディナーでは、弊事務所が、Globalaw加盟法律事務所の中から”2015 Firm of the Year-Asia Pacific”に選ばれ、安保弁護士がPresidentのWilliam Taylor弁護士(Hanson Bridgett LLP)から表彰を受けました。これは、事務所ニュース7月号及び10月号でご紹介した、東京でのGlobalawアジアミーティングにおける準備及び活発な議論、大盛況となったネットワーキング活動が高く評価されたものです。Globalawは、115の加盟法律事務所を擁する、世界でも十指に入るグローバルネットワークであり、その中でFirm of the Yearの称号を受けたことは、当事務所の貢献に対する高い国際的評価を表すものとして、この上ない名誉となりました。



さらに、3日目のランチでは、ノースカロライナ州のCharman of the Economic Development Partnershipが基調講演を行い、ノースカロライナ州が誘致している企業の例として日本企業が取り上げられ、参加した日本人としては大変誇らしく感じました。



PresidentのTaylor 弁護士（左）から表彰を受けスピーチする安弁弁護士

3 法律事務所や弁護士のあり方についての議論

今回の総会では、Globalaw加盟法律事務所の間で、今後の法律事務所あるいは弁護士業のあり方を考えるきっかけとなるようなパネルディスカッション等が行われました。

まず、2日目及び4日目には、とりわけ欧州で問題視されている、弁護士業務に進出しつつある他業種（とりわけ大手会計事務所）に対抗するため、法律事務所として、あるいはGlobalawネットワークとしてどのような方策を取るべきか、Globalawとしてのスケールメリットを生かした対応策を模索できないか、各テーブルに分かれて議論が行われました。

次に、2日目には、アメリカの各業界で活躍する、企業内弁護士（General Counsel）5名によるパネルディスカッションが開かれました。当地シャーロットに本拠を構えるバンク・オブ・アメリカの法務副部長クラスの方や、全米最大の製鉄会社の法務部長の参加もあり、主催者であるMoore & Van Allenのネットワーク力に感心したとともに、弁護士が法務部で働くという文化が長く根付いているアメリカならではの企画と感じました。

さらに、3日目には、Globalaw加盟法律事務所の各世代の弁護士がパネリストになって、弁護士の5つの世代と題したパネルディスカッションが開かれました。アメリカでの分類によれば、勤労世代は5つに大別され（Traditionist, Baby Boomer, Generation X, Generation Y, Generation Z）、対人コミュニケーションのあり方やソーシャルメディアへの親密性など、様々な要素によって特徴づけられるそうです。パネリストの間の議論では、後進弁護士にモチベーションを与えつつノウハウを伝授するための各事務所の創意工夫が取り上げられ、フロリダ州に本拠のあるGunster法律事務所などが実績に裏打ちされたプレゼンテーションを行いました。

4 アメリカや欧州の最新実務についての議論

さらに今回の総会では、資本主義社会・情報化社会の牽引役であるアメリカらしく、会社法及び情報規制について最新の議論が展開されました。

まず、2日目には、アメリカで普及しつつある”B Corporation”と”Benefit Corporation”についてのパネルディスカッションがありました。”B Corporation”とは、環境やコミュニティに対する配慮など、非営利団体が定める一定の基準を満たした場合に名乗ることのできる称号であり、法制度ではありません。ただ、この基準を満たすことによって、消費者や一般大衆から企業の存在価値についての信頼を得られるとして、全米で注目されております。他方、”Benefit Corporation”とは、アメリカ各州における立法によって認められる特別の会社形態です。従来の通常の株式会社が株主である”shareholder”を中心に設計されているのに対し、”Benefit Corporation”では、環境やコミュニティなど、目には見えないながらも重要な価値を有するものを”stakeholder”と位置付け、それに奉仕することを会社の目的としております。そのような性質を反映し、取締役に対する株主代表訴訟による責任追及も、従来型の会社に比べ制限されるようです。なお、”Benefit Corporation”は全米どこでも採用されているわけではなく、アメリカ会社法の中心として有名なデラウェア州では採用されておりますが、例えばテキサス州では未採用であり、全米各地で受容度に違いがあるようです。日本法にとっても示唆に富む内容でしたが、”B Corporation”はたとえ日本企業でも認証を取得できるものの、”Benefit Corporation”は更なる法改正なしには実現できないと思われました。

次に3日目には、各国における営業秘密の保護と、雇用関係における情報保護というテーマで、アメリカ、イギリス、カナダ、香港、インド、ポーランド、ドイツの各弁護士がパネルディスカッショ

ンを行いました。営業秘密の保護法制に関しては、特に英米法系の国で、日本と異なり、営業秘密の侵害について刑事罰がなく民事上の救済のみが認められる例が見受けられました。さらに、雇用関係における情報保護については、雇用者側の営業秘密を守るという観点だけではなく、被用者の個人情報をもどのように取り扱うかという観点も絡んで議論が行われました。まさにマイナンバー制度を導入し個人情報保護法を改正した日本と同様、個人情報保護という観点につき、各国でも関心が高まっていることが報告されました。

とりわけ、欧米で大きな衝撃をもって受け止められた例として、2015年10月6日に下された欧州連合司法裁判所判決が紹介されました。従前、EU域内においては、従業員の個人情報保護について厳格な規制を定めていたところ、米国とEU間の協定において、その規制の特例(セーフハーバー)が認められており、企業がこのセーフハーバーを利用すれば、米国とEUの間において、従業員の個人情報を一定程度自由に移転できることとされておりました。しかし、今回の欧州連合司法裁判所の判断では、当該セーフハーバーが個人情報保護の観点から不十分であり、無効と判断されました。これによって、今後は、原則に戻って、従業員の個人情報を移転することについて、従業員からの詳細な同意が必要と判断されたこととなります。筆者(菅原)は、ディスカッション後に、同判決を紹介したドイツのJenny Acan弁護士からお話をお伺いすることができましたが、同弁護士いわく、やはりスノーデン事件に端を発する一連の事件によって、米国の情報管理のあり方に対して欧州

諸国の不信感が高まっていることが背景にあるのではないかと示唆がありました。情報保護の分野において、国際的な規模で、ルールがダイナミックに動いていることを実感できる事例であり、大変興味深く感じました。

5 "Southern Hospitality" 溢れるネットワーキング

今回の総会は、各日程にわたりアメリカ南部ならではの"Southern Hospitality"(南部のおもてなし精神)に満ちたネットワーキング企画が組まれました。

2日目には、"Blind Date Dinner"と題して、当日発表された組み合わせの小グループで夕食に出かけ、地元の人気レストランで懇親を深めました。また、3日目には、"Magic and Casino Night"として、地元のマジシャンHannibal氏によるマジック・ディナーショーが開かれたほか、本物のディーラーとカジノテーブルを使った「カジノごっこ」が行われました(筆者(菅原)はルーレットでは勝っていたのですが、ブラックジャックでは見事にチップをすってしまいました…)

Globalawでは、「Globalawは一つのファミリー」というスローガンを掲げておりますが、今回の年次総会では、その言葉を単なる理念に終わらせるのではなく、さらに現実化していこうという参加者の熱意が感じられました。その意味で、フレンドリーさを重んじるアメリカでの開催となったことは、会員同士の絆をさらに強めるという年次総会の目的に非常に叶っており、大変充実した4日間となったことをご報告いたします。



Globalaw メンバー集合写真

労務アドバラーズ④

～労働者の範囲～

弁護士 柿 平 宏 明
弁護士 下 西 祥 平
弁護士 大 澤 武 史
弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 鍛 治 雄 一
弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 山 本 一 貴

第1 はじめに

最近では働き方が多様化し、個人であっても企業と請負契約や業務委託契約を結び、企業から独立してフリーランスのような形で就業する形態が増えてきています。このような働き方をする人を最近では個人請負型就業者と呼ぶこともありますが、企業からみれば、個人請負型就業者に外注することによって、時期により業務量に繁閑がある仕事にも柔軟に対応することができるなどのメリットがあります。しかし、個人請負型就業者は自社の従業員ではないと考えていたのに、ケースによっては、労働基準法などの労働関係法令が適用されたり、社会保険への加入が必要になったりと、思わぬトラブルが生じる可能性があります。

【ケース】

コンピューターソフトを開発するA社でプログラム担当従業員のBが退職することになったが、人手が足りない時期であったため、A社は退職したBと業務委託契約を締結し、Bに自社のプログラム開発の仕事が続けられた。Bは、A社からプログラムの内容や納期は定められていたものの、勤務時間は自由であり、A社以外の会社から仕事を受注することも許されていた。また、Bに対する報酬は、予めA社が決定した基本金額に、開発にかかった時間を乗じた金額が、毎月支払われていた。

A社とBとの業務委託契約の契約期間は3ヶ月であったが、契約は2年間に渡り更新され、その後、人手不足が解消したため、A社はBに対し、業務委託契約を更新しない旨を通知した。すると、Bは、A社に対し、自分は「労働者」にあたるので合理的な理由のない雇止めは許されないとして契約の更新を求めた。

第2 「労働者」性の判断

1 「労働者」の定義

契約が労働関係法令の適用を受けるか否かは、「雇用契約」「請負契約」「業務委託契約」など契約の名称にかかわ

らず、契約の実態に即して判断されます。また、労働基準法と労働組合法とは「労働者」の定義が微妙に異なり、ケースによっては、労働基準法上の「労働者」にはあたらないが、労働組合法上の「労働者」には該当することもあり得ます。例えば、プロ野球選手は、その報酬は個人の技能により大きく差がつかますが、競技の日時・場所や労働力の配置・利用について球団による指揮命令が存するなどの理由により労働組合法上の「労働者」にあたり解されており、プロ野球選手会は東京都地方労働委員会によって労働組合の資格認定を受けています。

2 「労働者」性が認められた場合の法律関係

(1) 労働基準法・最低賃金法・労働契約法

設問のような契約形態であっても、仮にBが労働基準法の「労働者」に該当すると判断されると、同法の適用を受けることとなり、A社がBに対して支払う報酬は労働の対価である「賃金」にあたるので、A社は、時間外や休日、深夜の労働に対して割増賃金を支払う義務を課されます。また、労働基準法上の「労働者」には最低賃金法も適用されますので、Bの報酬を労働時間で割った金額が最低賃金に満たない場合は、最低賃金法違反となります。割増賃金が支払われなかったり、最低賃金に満たない賃金が支払われた場合、使用者は本来支払われるべき賃金との差額を支払う義務を負担するだけでなく、罰則が課される恐れがあります。

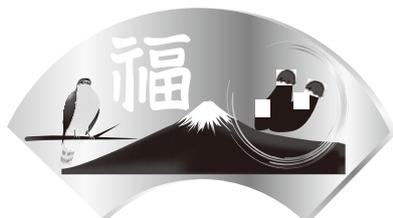
また、労働基準法上の「労働者」は基本的に労働契約法上の「労働者」と同一であると解されており、労働契約法も適用されることとなります。このような場合は、契約期間が定められていても、例えば契約期間の満了時に契約が更新されるものと期待することについて労働者に合理的な理由があると認められると、使用者は、原則として契約の更新を拒絶することができず、従前と同一の労働条件で契約が更新されることとなります。

(2) 労働組合法

この企画も無事新しい年を迎えることができました。以前から、当事務所においては、各分野のプラクティスグループで様々な研究等を行ってきましたが、このように、クライアントの皆様へ情報発信ができる機会があることは大変励みとなっております。今後も長く継続していけるよう努力してまいります。
(鍛治)

このコラムを書いているのは12月初旬なのでまだ1年を振り返るのは早いですが、この1年も例年通りの激動の1年でした。毎年のごとくよく生き残れたと思います。個人的なことですが入籍し家族をもつこととなりました。家庭でも職場でも一層の気配りができるように努めてまいります。(下西)

コラム



為替レートに影響するので、アメリカの雇用統計の動向を気にしていますが、なかなか良くならないものです。日本でも雇用確保に向けた取り組みは依然として積極的に必要かと思いますが、それに伴う変化に対する法的なカバーも当然必要になろうかと思えます。ところで、アメリカでおかしなことに気がつきました。タコが、売ってない…。(柿平)

労働組合法における「労働者」は、労働基準法上の「労働者」の概念よりも広く、例えば、既に述べたプロ野球選手の他にも、失業者や家内労働者も含まれると考えられています。労働組合法上の「労働者」であれば、労働組合を結成して労働条件について団体交渉を行うことができ、また、使用者がこの様な団体交渉を正当な理由なく拒絶した場合は、労働組合や組合員から、労働委員会に対して不当労働行為の救済を申し立てられる可能性があります。

(3) 社会保険

例えば、健康保険法は、常時5人以上の従業員を使用する事業所で「使用される者」は被保険者にあたると規定していますが、この使用関係も労務提供の態様、報酬、実際の稼働状況などから実質的に判断すべきと解されています。職務に従事する者が健康保険の被保険者の資格を得たのに、事業所の事業主が健康保険組合などの保険者に届け出る義務を怠った場合に、加入手続がとられていたら被保険者が受け取っていたはずの保険料について損害賠償を認めた裁判例もありますので注意が必要です²。その他の社会保険や雇用保険についても同種の問題が生じ得ます。

3 労働基準法上の「労働者」性の判断基準

以下では、労働基準法上の「労働者」性の判断基準を紹介します。労働基準法は、労働関係の基本原則や労働条件の最低条件を設定する法律ですが、その適用対象となる「労働者」を「事業に使用される者で、賃金を支払われる者」と規定しています。前半の「使用される」とは他人の指揮監督下の労働、すなわち他人に従属して労務を提供するという労務提供の形態を指し、後半の「賃金の支払」とは労務そのものに提供された報酬の支払いを指すものと解されています。これらの二つの基準は併せて「使用従属性」と呼ばれており、「労働者性」を判断する主要な要素となります。

「使用従属性」は特定の条件を満たせば必ず認められるものではなく、様々な要素を総合的に考慮して判断されます。具体的には、①仕事の依頼や業務の指示などに対する諾否の自由の有無（仕事の依頼や業務の指示を自由に断ることができなければ、労働者性が強まる）、②業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容や遂行方法について具体的な指揮命令を受けていれば、労働者性が強まる）、③拘束性の有無（勤務場所及び勤務時間が指定・管理されていれば、労働者性が強まる）、④代替性の有無（本人に代わって他の者が労務を提供することが認められていなければ、労働者性が強まる）、⑤報酬の労務対価性（売上や利益ではなく労務そのものに対して報酬が支払われていれば、労働者性が強まる）の判断要素があり、特に①～③が重要な判断要素と考えられています³。

上記のような判断要素を考慮してもなお「労働者性」の判断が困難な場合は、⑥事業者性の有無（職務に従事する者がコストやリスクを負担していなければ、労働者性が一定程度補強される）や、⑦専属性の程度（他社の業務に従事することが制限されていれば、労働者性が一定程度補強される）も勘案して総合判断されます。例えば、⑥に関しては、業務で使用する機械や器具を本人が負担している場合や、報酬の額が当該企業の同種正規従業員に比較して著しく高額な場合は、「労働者性」を弱める要素と考えられます。もっとも、これらの要素はいずれもそれだけで「労働者性」の判断を決定するものではないという点に注意が必要です。

4 検討

以上述べたとおり、「労働者性」の認定はケースバイケースであり断定することはできませんが、設例の事情に加え、例えば、病気などの特別な理由がない限り会社から指示された業務を拒否することが認められていなかったり、定期的に出社して社内で打合せを行う義務を課されていたといった事情も認められれば、労働基準法上の「労働者性」はより強まるのではないかと思います。

第3 最後に

以上のほか、個人請負型就業者については、労働者災害補償保険法の「労働者」として労災申請が認められるケースなども考えられますが、いずれの労働関係法令の適用についても、個別事情を踏まえた検討が必要となります。判断に悩むことも多いかと思しますので、お気軽に当事務所にご相談いただければ幸いです。

1 菅野和夫「労働法〔第十版〕」105頁

2 奈良地判平成18年9月5日労働判例925号53頁豊園工業事件

3 労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）昭和60年12月19日

慌ただしい年末が過ぎ去ったかと思うと、すぐに新年が始まります。今年は例年と比べて年末年始のお休みが短い会社が多いようですが、体調を崩されないようにどうぞお気を付け下さい。私事で恐縮ですが、昨年10月に長男が生まれました。慣れない子育てに戸惑いながら、てんやわんやの毎日を送っております。(岩城)

本コラムでも、ご覧の通り各弁護士に婚約、結婚、出産という話が飛び交っています。32歳を迎える私の周囲では昨年来ブームのようにお祝い事が続いており、人に贈り物をする機会が格段に増えました。相手の事を考えながら贈り物を選ぶ作業はなかなか悩ましいですが、やはり楽しく、ささやかな幸せを感じる時間になっています。(大澤)

本年もよろしくお願い致します。私事ですが、先日婚約指輪を購入しました。今月には心機一転引っ越しをします。弁護士3年目は何か大きな変化を生み出せるような気が致します。一皮むけた弁護士山本一貴をどうぞよろしくお願い致します。(山本)

このコラムを書いているのは年末の非常に忙しい時期です。この時期を乗り越えて無事に弁護士3年目を迎えることができたなら、また一回り成長するような気がしています。前号から続いている体力づくりもといダイエットは、今のところ目に見える効果は現れていません。しかしながら、「継続は力なり」の精神で引き続き取り組んでいきたいと思ひます。(西中)



弁護士
西中 宇紘
(にしなかたかひろ)

(出身大学)
京都大学法学部
京都大学法科大学院

(経歴)
2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

(取扱業務)
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

民法(債権関係)の改正に関する法律案<意思表示>について

弁護士 西中 宇紘

平成27年3月31日に、通常国会に「民法の一部を改正する法律案」が提出されました。残念ながら昨年の通常国会での成立は見送られましたが、今年の通常国会では成立する見込みとなっています。本事務所ニュースでは、改正内容をご紹介します。今回は、「意思表示」に関する主要な改正事項をご紹介します。

第1 心理留保

(改正民法93条)【2項新設】

- 1 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。
- 2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

改正民法93条1項は、現行民法93条を、本文の「表意者の真意」を「表意者の真意ではないこと」に改めた上で、基本的に維持するものです。

改正民法93条2項は、心理留保における善意の第三者を保護する旨の規定を新設し、最判昭和44年11月14日民集23巻11号2023頁や、通説が現行民法94条2項を類推適用することにより認めている法理を明文化するものです。

第2 錯誤

(改正民法95条)

- 1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。
 - 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
 - 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき
- 4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

改正民法95条1項は、錯誤を、1号(表示行為の錯誤)と、2号(動機の錯誤)に分けて規定し、錯誤の2類型を明確にしています。また、「法律行為の要素」を、「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」と改めています。加えて、錯誤による意思表示の効果が、無効から取消しに改められています。判例法理に即した改正です。

改正民法95条2項は、動機の錯誤につき、動機が法律行為の基礎とされていることが表示さ

れているときに限り取消しの対象となるとしており、これも判例法理の内容を明文化するものです。

改正民法95条3項は、重過失によって錯誤に陥った当事者の錯誤主張を認めないルールを維持しつつ、相手方が意思表示者の錯誤について悪意又は重過失の場合と、両当事者が同一の錯誤に陥っている場合(共通錯誤)には錯誤の主張を認めることとしています。これらの場合には相手方が意思表示者の認識不足を責める立場にないためであり、学説上多数説を明文化するものです。

第3 詐欺

(改正民法96条)

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示において、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意かつ過失がない第三者に対抗することができない。

1項については現行民法からの変更はありません。

改正民法96条2項は、第三者詐欺について、被欺罔者が意思表示を取り消すことができる場合を、相手方が悪意である場面のほか、相手方に過失のある場合に拡張するものです。

改正民法96条3項は、詐欺による意思表示における第三者の保護につき、「善意」を「善意無過失」に改めるものです。現行民法下においても、通説は「善意」要件について同様の解釈をしているところ、これを明文化するものです。

第4 意思表示の効力発生時期等

(改正民法97条)

- 1 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- 3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

改正民法97条1項は、意思表示の効力発生時期について、到達主義をとる上で、隔地者であるか否かを区別しないこととしています。

改正民法97条2項は、最判平成10年6月11日民集52巻4号1034頁を踏まえた新設規定です。「意思表示の通知が到達することを妨げたとき」とは、意思表示が了知可能な状態に置かれることを相手方が妨げたことを意味し、通知受領を拒絶した場合に限られません。

改正民法97条3項は、現行民法97条2項の「行為能力の喪失」を「行為能力の制限」に改めるとともに、発信後に表意者が意思能力を喪失した場合を追加したものです。



弁護士

山本 一貴

(やまもと・かずたか)

〈出身大学〉

早稲田大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉

2013年12月
最高裁判所司法研修所修了
(66期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所
宅地建物取引主任者試験合格

〈取扱業務〉

民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

民法(債権関係)の改正に関する法律案〈賃貸借〉について

弁護士 山本 一貴

今回は、「民法の一部を改正する法律案」のうち、「賃貸借」についての改正点等の一部を、要点を絞ってご説明させていただきます。

まず、概要として、改正法律案では、「借主の契約終了時の目的物返還義務」の明文化を始め、「賃貸人たる地位の移転」や「賃借人による妨害排除請求」、「敷金」、「転貸借」などの規律について、現行法における一般的理解や判例法理に沿った規定が新設されています。

また、不動産賃貸借契約については、借地借家法の適用される場面が多いこともあるため、今般の民法改正による影響は限定的と考えられます。

第1 賃貸人たる地位の移転(法律案605条の2、同条の3)

【605条の2】

- 1 賃貸借の對抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。
- 2 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。
- 3 第1項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に對抗することができない。
- 4 (略)

【605条の3】

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。

【解説】

上記の新設規定(605条の2第1項、同条第3項、605条の3)は、それぞれこれまでの判例法理を明文化しています。

605条の2第2項は、これらの原則にかかわらず、当事者間の合意に加え、不動産の譲渡人と譲受人間において、賃貸借契約を締結することをも要件として、賃貸人たる地位を譲渡人に留保できることを新たに定めています。

第2 賃借人の原状回復・収去義務(改正法621条・622条関係)

【621条】

賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の消耗並びに賃借物の経年変化を除く。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。但し、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りではない。

【解説】

現行法で明文の規定を欠いていた賃借人の原状回復義務等を明確化し、賃貸借終了時における賃借人の原状回復義務の対象範囲に、いわゆる通常損耗が含まれないことも示されたもので、原状回復義務に関する現行法下での一般的理解及び判例法理が明文化されました¹。

なお、賃借人の原状回復範囲から通常損耗は明文で除外されましたが、従前同様、原状回復義務の範囲や内容について、当事者間で合意する

ことは可能です。

【原状回復費用負担に関する参考最高裁判例】

- 1 「建物の賃借人にその賃貸借において生ずる通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課することになるから、…少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約が明確に合意されていることが必要であると解する。」と判示されていました。
- 2 本事案においては、「襖紙・障子紙」や「各種床仕上材」、「各種壁・天井仕上材」の項目について「汚損(手垢の汚れ、タバコの煤けなど生活することによる変色を含む)・汚れ」、「生活することによる変色・汚損・破損と認められるもの」について、いずれも退去者が補修費用を負担するものとしていましたが、これらの内容の明白は、通常損耗を含む趣旨であることが一義的にみでは、通常損耗とはいえない、と判断されており、通常損耗の分まで賃借人の負担とするためには、相当厳格に特約の具体性が要求されることとなります。
- 3 さらに、仮に有効な通常損耗負担特約を締結しても、当該特約はその内容が消費者契約法10条に反するとして無効とされる可能性があり、住居系賃貸借契約では、現実的に通常損耗を賃借人負担することは難しいといえます²。

第3 敷金の規律(改正法622条の2関係)

- 1 賃借人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければなりません。
 - 一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。
 - 二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。
- 2 賃借人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることことができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

【解説】

現行法では、敷金の定義を始め、敷金返還債務の発生要件や範囲、充当関係などの敷金に関する基本的規定が置かれていませんでした。

敷金の定義は上記のとおりなので、保証金等の名目で交付される金銭も性質上敷金として、当該ルールが適用されることとなります。上記の新設規定は、いずれも判例法理の理解を明文化したものです³。

なお、敷金から予め一定額を控除する所謂敷引特約については、法律案において判例法理が明文化されていませんが、敷引額の具体的金額によっては、消費者契約法10条後段に該当し無効になりえます⁴。

1 最判平成17年12月16日

2 大阪高裁平成16年12月17日

3 大判大正15年7月12日、最判昭和48年2月2日、大判昭和5年3月10日

4 最判平成23年3月24日

志の承継と対話

弁護士 小林 章博



弁護士 小林 章博
(こばやしあきひろ)

琳派をご存知でしょうか。琳派とは、江戸時代に現れた装飾的な作風を特色とする、俵屋宗達、尾形光琳・乾山、酒井抱一といった芸術家の一群をゆるやかにつなぐ言葉だそうです。

昨年、京都では、「琳派誕生400年」と銘打って、様々なイベントが開催されましたが、中でも京都国立博物館では、琳派を代表する3人の絵師が描いた、かの有名な風神雷神図が一堂に会する展覧会が開催されていました。絵心のない私ではございますが、あのユニークな風神雷神図は昔から大変好きな絵のひとつでしたので、この機会に足を運ぶことにしました。



夜間開館に訪れたので、比較的人が少ない国立博物館、お目当ての風神雷神図は静かに、しかし力強く佇んでいました。素晴らしい迫力と存在感です。しばらく眺めていると、風神さん、雷神さんのほうが、大きな目をギョロリとさせ、左右から私のほうを鑑賞しているような錯覚さえ感じました。

私が訪れた際に展示されていたのは、俵屋宗達と尾形光琳の風神雷神図だけであり、残念ながら酒井抱一の作品にはお目にかかれませんでした。尾形光琳の作品は俵屋宗達の風神雷神図を模写したといわれていますが、単に先人の真似をするのではなく、絵を描きながら、両人が風神と雷神を介し、時空を超えて対話しているような気がしました。まさに、先達の存在があり、その志と対話することによって、新しい創作がなされたという確かな連続性、志の承継があるように感じられました。

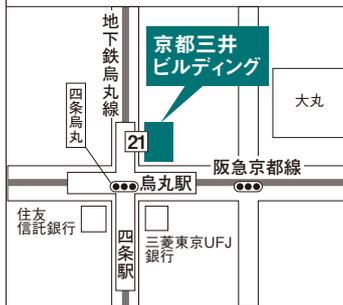
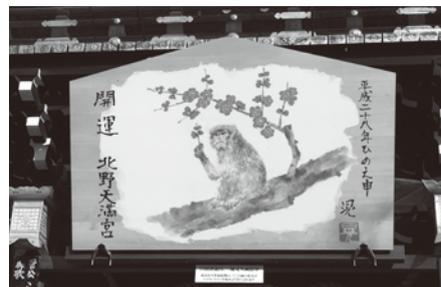


最近、いわゆる会社の事業承継のご相談にのる機会が多くあります。クライアントの皆様は弁護士としての私にご相談頂くわけですから、当然、私は会社法を始めとする各種法律の観点から、税理士の先生方と連携しながら税務的な観点もふまえて、アドバイスさせていただきます。しかし、事業承継は単に株式を譲渡したり、役員の地位を譲ったりすることだけで万事うまくいくものではないと感じます。これらは、あくまで会社経営を安定させるための手段にすぎません。

本当に必要なことは、その事業の先達が積み重ねてきた「志の承継」ではないでしょうか。後継者は、先達の「志」を土台にしながら、しかし、それに囚われるのではなく、時代にあった形、自分の感性にあった形で経営を行っていく、先達もこれを理解し、後継者を信じて「志」を託していく、この「志の承継」こそが最も大切だと感じます。

しかし、生きる時代、社会環境、置かれた立場が異なる以上、それぞれの立場から見える世界が違います。このため両者が真に理解しあうことは容易ではありません。両者の理解のために必要な「お互いの立場の尊重」、「真摯な対話」が実現できるように、私は形式的な法律論だけでなく、人間味のある対応力ができるよう、これからも精進していきたいと思っております。

本年も皆様からのご相談に全力で取り組ませていただきます。どうぞよろしく願いたします。



京都事務所へのアクセス

【所在地】 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】 阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

「節税と租税回避と脱税」

1 課税処理の考え方

(1) 節税の考え方

節税 (Tax saving) とは、租税法規が予定しているところから従って税負担の減少を図る行為です (金子宏)。それは原則として合法的なものであり、税務上は何ら問題となるものではありません。節税の一種として、通常の事業活動に合致する範囲内で最も有利な方法を選択して課税の軽減を図るタックスプランニングがあります。

民主主義国家においては、税負担をできるだけ軽減したいと言うのは納税者にとって極めて自然な要求であり、自己に最も有利な方法を採用することは何ら批判されるべきではありません (L.Hand)。節税に該当する場合には、税務調査を受けても申告是認とされます。また課税上弊害のない場合には行政指導として処理されます。

(2) 租税回避の考え方

租税回避 (Tax avoidance) とは、本来は課税要件に該当する事実が認められるにもかかわらず、当事者が異なった法形式を採ることにより、納税義務の成立を阻止することです (清永敬次)。言い換えれば、経済取引としては合理性がなく、通常用いられないような方法を選択して税負担を減少することです。

租税回避と認定されると、申告内容が否認されるため修正申告の懲憑が行なわれます。当局と納税者間において、いわゆる見解の相違が発生します。この場合、納税者が納得すると修正申告となりますが、納得できない場合には更正決定の処分が行なわれます。

(3) 脱税の考え方

脱税 (Tax evasion) とは、課税要件の全部又は一部を秘匿することであり、その行為が税法に反するものとして位置づけられているものです (松沢智)。脱税には偽りその他不正の行為が必要とされており、脱税犯に対しては刑事罰が課せられます。偽りその他不正の行為とは、租税を免れる意図のもとに税の賦課徴収を困難にする何らかの偽計工作を行なうことであり、偽計工作とは、二重帳簿を作成することや他人名義を使用して取引を行なうことなどです。

納税者に隠ぺい偽装の行為がある場合には、過少申告加算税に代えて重加算税が賦課されます。隠ぺい偽装行為とは、故意に事実を隠ぺい又は作為的に事実を偽装して納税義務を免れる行為をいいます。事実の隠ぺいとは、売上除外、架空仕入や架空経費の計上、棚卸資産の除外などがこれに当たり、事実の偽装とは売買契約書の偽造や虚偽答弁などがその典型となります。

2 課税処理の区分方法

(1) 節税と租税回避の区分

節税も租税回避も、納税義務が存在しないとする点では同じことです。租税回避が課税要件の欠点を利用した税負担の軽減であるの対し、節税は、通常の課税要件の定める税負担の軽減規定の適用を受けて税負担の妥当な軽減をすることです。節税と租税回避の限界は、必ずしも明確ではなく、結局は社会通念によって決めざるを得ないとされています (金子宏)。

節税やタックスプランニングを行なう場合には、数多くの専門家に相談して理論武装をしておくことが大切です。安易な素人考えで処理しておくと思わぬ落とし穴に入ることがあります。平成16年から当局に文書回答を求めることができる事前照会制度ができています。この制度を利用すると、事前に結論が明らかになるほか、取引が隠ぺい行為とされないこととなります。

(2) 租税回避と脱税の区分

租税回避には事実を欺くという要素がないのに対して、脱税行為は常に事実を欺くことを必要とします。加えて、隠ぺい偽装の行為が存在する場合には重加算税が賦課されます。脱税は、課税要件を充足した納税義務の履行を阻止することによって税負担を不当に軽減することです。租税回避との違いは、偽りその他不正の行為による罪悪性がある点です (川田剛)。

脱税とされないためには、隠ぺい偽装の事実や偽りその他不正の行為に該当しない取引をすることです。例えば、決算期末に同族会社に不動産を譲渡しても、それが契約書上だけのものであり、代金の決済や登記が翌期になっている場合には、翌期の取引を前期末に偽装したものとされます。また、契約書に過去の適用日を記載することは可能でも、書類の作成日を遡及することは偽装行為とみなされます。

3 課税処理の区分表

区分	課税処理の内容	調査後の処理	加算税の賦課
節税	タックスプランニング等	申告是認の処理	不課
	課税上弊害のない範囲	行政指導の処理	不課
租税回避	見解の相違事項	修正申告の懲憑	過少申告加算税
	否認項目の指摘	更正決定の処分	過少申告加算税
脱税	隠ぺい偽装の行為	不正所得の処理	重加算税
	偽りその他不正の行為	刑事罰の適用	重加算税

1 序—マネジメント・ボードとモニタリング・ボード

監査役会設置会社の取締役会は、重要な業務執行事項を決定し、取締役の中から選定した代表取締役と業務担当取締役(業務執行取締役)に業務執行を委ね、その職務執行を監督します。これはボトム・アップ型経営機構であり、取締役全員が熟慮して合理的な経営判断をすることが期待されています(マネジメント・ボード)。取締役会の監督機能について自己監査的側面が認められるため、別個の監査機関である監査役会が、主として適法性の観点から、取締役の職務執行を監査しています。

監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社と基本的に同様の、トップ・ダウン型の経営機構を確立して経営の効率性(経営判断の迅速化)を高めるため、業務執行取締役に重要な業務執行事項に係る意思決定を委任することを認め、取締役会の主たる機能を、取締役会の定めた経営の基本方針(中期計画等)に従った経営のパフォーマンスの監督に限定しようとするものです(モニタリング・ボード)。

トップ・ダウン型の経営機構においては、社長(CEO)等の経営幹部の経営能力を適切に評価することが不可欠となります。欧米においては、過半数の社外取締役が、取締役会の内部委員会を利用して、CEO等の経営幹部の業績を評価し、必要な場合、経営幹部を交代させています。

指名委員会等設置会社においては、構成員の過半数が社外取締役である監査委員会、指名委員会と報酬委員会の設置が義務づけられ、取締役会の監督機能の実質化に配慮しています。監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が設けられるだけですが、監査等委員会には経営評価権限という特別の権限が付与されています。

2 監査等委員会の経営評価権限

監査等委員会設置会社の毎年の定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の選任が議題となり(任期1年)、定時株主総会後の取締役会において、業務執行取締役に選定され、取締役会の委任を受けた代表取締役が監査等委員以外の取締役の個別報酬を決定します。監査等委員会は、これらについて意見を決定しなければなりません。選定監査等委員は、この意見を株主総会において述べるすることができます。これらを監査等委員会の経営評価権限といいます。

実務上、代表取締役は、取締役候補者や取締役の業務分担案、さらには、監査等委員以外の取締役の個別報酬について決定する前に、監査等委員会の意見を聴取するのでしょうか。監査等委員会はどのように意見を決定し、選定監査等委員は、株主総会において、どのように意見を述べるべきでしょうか。

指名委員会と報酬委員会が有する強力な権限の故に、指名委員会等設置会社は利用されていません。監査等委員会設置会社は、上場会社が社外取締役を積極的に登用した上、執行と監督を分離し経営の効率性を高める必要があるとして、実務に受け入れられることを主たる目的として、設けられたものです。経営トップに対する監督機能が指名委員会等設置会社よりも脆弱であることは所与のものであり、監査等委員会の経営評価権限について、指名委員会等設置会社の指名委員会や報酬委員会と同様の機能を持たせるために硬直的な運用を強めることは制度趣旨に反することになります。監査等委員会の自主的判断を尊重する弾力的取扱いが妥当です。

3 任意の委員会の設置

社外役員の削減効果が監査等委員会設置会社の主たるメリットとされていますが、これは過渡期における効用であるにすぎません。将来的には、社外取締役の質的増員を検討し、指名委員会等の任意の委員会の設置等により、経営トップに対する監督機能を高める努力をすることが求められます。

わが国の上場会社において、コンプライアンスやリスク管理はなお重要であり、監査等委員会は、この課題に積極的に貢献すべきです。そのためにも、監査等委員会の経営評価権限に過大な期待をする必要がないよう、自主的努力をすることが求められます。

4 職務執行状況報告制度の重要性

取締役の過半数が社外取締役でない場合に、重要な業務執行事項の決定権限を業務執行取締役に委任するときは、3月に一回以上行われる業務執行取締役の職務執行状況の報告が重要となります。経営の迅速性の観点から、取締役会の事前の関与(意思決定)を縮小させることは合理的ですが、その代わりに、経営トップに対する監督機能を高めるために、事後のチェックを充実させるというように、マネジメント・ボードとモニタリング・ボードの中間的な運用が妥当なように思われます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 太田 浩之
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 菅原 啓嗣	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史
弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕	弁護士 坂内 俊之	弁護士 富川 諒
弁護士 山越 勇輝	弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	弁護士 西川 富男	弁護士 森本 滋	弁護士 森本 滋	弁護士 坂内 俊之	弁護士 富川 諒
法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣			客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄